

件名	愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	薬事法（昭和35年法律第145号）
<b>【改正の概要】</b> <p>一般用医薬品のインターネット販売に関するルール整備等を盛り込んだ改正薬事法が、平成25年12月13日に公布され、平成26年6月12日より施行されることとなった。これに伴い、薬事法及び同法施行規則において条項のずれが発生したことから、「愛媛県手数料条例」及び「愛媛県事務処理の特例に関する条例」について、所要の改正を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 愛媛県手数料条例 別表の「2 保健福祉関係事務手数料」の73、79の2及び79の3に記載されている薬事法等条項のずれを修正する。</li><li>○ 愛媛県事務処理の特例に関する条例 別表の40(7)及び(8)に記載されている薬事法等条項のずれを修正する。</li></ul>	
施行日	平成26年6月12日
<b>【その他参考事項】</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 改正薬事法の概要（医薬品の販売業等に関する規制の見直し）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一般用医薬品のインターネット販売を認めることとし、販売方法に関する遵守事項を定める。</li><li>・ 劇薬及びスイッチ直後品目（医療用から一般用に移行して間もなく、一般用医薬品としてのリスクが確定していない薬）については、医療用医薬品に準じた形での販売の仕組み（対面での販売）を設ける。</li></ul></li><li>2 施行期日 平成26年6月12日</li></ol>	